号

外

(--)

平

成三十一年

Ξ

月

四

日

号

外 (1)

環 境 企 画 課)

指定猟法禁止区域の指定

告

示

目

次

_; 岐阜県告示第百七号

告

示

第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項 **鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号)**

平成三十一年三月四日

の規定により公示する。

岐阜県知事

古

田

指定猟法の種類

銃及びわなを使用する方法

指定猟法禁止区域の名称及び区域

平成三十一年三月四日

に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市片原との境界と 同所から同境界を北進し同市葛原と同市神崎との境界との交点 から同国道を北進し本巣市と山県市との境界との交点に至り、 同所から同国道を北進し国道四百十八号との交点に至り、同所 同所から同県道を北進し国道百五十七号との交点に至り、 同所から同境界を北進し県道根尾谷汲大野線との交点に至

'n ıί を南進し同市根尾高尾と同市根尾宇津志との境界との交点に至

(金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

庁